

康熙朝『黒図檔』から見た盛京地方の内務府包衣

王 天 馳

はじめに——『黒図檔』について

『黒図檔』^①は、清朝の故都盛京にあつた盛京内務府(その前身は盛京佐領)^②と北京の総管内務府および盛京の他役所との間の往復文書を集めたものであり、遼寧省檔案館に所蔵され、近年その整理が終わり、二〇一五年から出版されている。康熙朝から咸豊朝までおよそ二〇〇年にわたって保存された膨大な史料のうち、時代が早いほど満文の文書が多く、康熙朝の文書はほぼ全て満文である。『黒図檔』という文書の形成に中心的役割を果たした盛京内務府(盛京佐領)について詳細は後述するが、皇室の家政機関である内務府の出先機関として、盛京内務府が正式に設置されたのは乾隆一七(一七五二)年とされ、それまでの盛京における皇室の家政事務の責任者は盛京佐領であつた。今回出版された『黒図檔』の中の文書は、「京来」「京行」「部来」「部行」「存査」

という五つのカテゴリーに分類される。「京来」「京行」とは盛京佐領と総管内務府との間でやりとりされた文書で、「部来」「部行」とは盛京佐領と盛京將軍衙門や盛京五部(戸・礼・兵・刑・工)など盛京地域の役所との間でやりとりされた文書である。「存査」の文書はほかのカテゴリーと比べるときわめて少なく、その用途はいまだ不明である。^③

『黒図檔』の名称に関して本格的に論じた研究はほとんどない。今回出版された『黒図檔』の表紙に載つたその満洲語の名称「*hetu barta be ejhe dangse*」(*hetu*のことを記録した檔子)にも示されるとおり、「黒図」は満洲語の「*hetu*」の音訳に間違いないだろう。「*hetu*」の意味については、各種の辞書における「*hetu* = 横」という解釈に従った論説がほとんどだが、「横のことを記録した檔子」だと、やはり意味不明である。遼寧省檔案館の張虹氏は口頭報告で『黒図檔』の名称について以下のように紹

表一 康熙朝「京来」「京行」「部来」「部行」「存査」の表紙における題名例^①

類別	満洲語文例	日本語訳
京来	elhe taifin-i duici aniya./ ging hecen ci unggihe doron-i/ bithe ere dangse de arambi.	康熙四年、京城から送った印のある文書をこの檔子に書く
	elhe taifin-i sunjaci aniya, fulgiyan morin./ ging hecen ci doron/ gidafi unggihe dangse	康熙五年丙午、京城から印を押して送った檔子
	elhe taifin-i dehi duici aniya./ ging hecen ci doron gidafi/ unggihe dangse □□	康熙四十四年、京城から印を押して送った檔子□□
京行	elhe taifin-i sunjaci aniya fulgiyan morin./ ging hecen de guwan/ fang gidafi unggihe dangse	康熙五年丙午、京城に関防を押して送った檔子
部来	elhe taifin-i orin duici aniya-i/ mukden-i šurdeme doron, guwan fang gidafi benjihe dangse	康熙二十四年、盛京一帯、印と関防を押して送ってきた檔子
部行	elhe taifin-i ningguci aniya./ mukden-i šurdeme guwan/ fang gidafi unggihe dangse.	康熙六年、盛京一帯、関防を押して送った檔子
存査	elhe taifin-i sunjaci aniya fulgiyan morin./ yaya hetu gisurehe/ be ejehe dangse.	康熙五年丙午、すべてのほかの議したことを記した檔子
	hetu baita be ejehe dangse	ほかのことを記した檔子
	hetu gisurehe baita be ejehe dangse	ほかの議したことを記した檔子

介した。まず、漢文の「黒図檔」という名前は少なくとも道光年間すでに現れている。しかし、『黒図檔』の満文名の状況は数段複雑なものであった。たとえば、康熙朝の『黒図檔』は毎年カテゴリーごとに冊子でまとめられ、その表紙が付いているものが幾つか現存しているが、「京来」「京行」「部来」「部行」「存査」それぞれの表紙に書かれた題名は実は異なっている。張虹氏が示した実例をみると、「京来」「京行」「部来」「部行」の正式名称は単にそれぞれのカテゴリーの性格（北京に送った檔子）などを表す文言で、そこに「hetu」という言葉は現れない。実際「hetu」が題名に現れるのは「存査」のみである（表一）。

この「hetu」は何を意味しているのだろうか。各種の辞書では「hetu」の意味は「横」以外に、「ほかの」、「よその」という意味もあり、清代当時の満漢対照辞書『大清全書』にも、「hetu niyalma 傍人」＝「隣の人、ほかの人」という条目がある。また『黒図檔』の中にも、「hetu niyalma」＝「ほかの人」という用例が現れる。これらのことから、筆者は、「存査」の表紙に現れる「hetu」も「ほかの」と解し、「hetu baita be ejehe dangse」＝「ほかのことを記した檔子」と解するのが適切ではなからうかと考える。つまり、現在「京来」「京行」「部来」「部行」を含む『黒図檔』全体を指す「黒図檔」の名称は、もとは分類できない

「その他の文書」を意味し、「存査」のみを指したが、後になって檔案の整理者がこの名前をもって『黒図檔』全体を表してしまつた可能性が高い。

遼寧省檔案館所蔵の内務府関連の檔案には、『黒図檔』以外に『盛京内務府檔案』と『順治年間檔』がある。『盛京内務府檔案』は乾隆十宣統年間の文書しか現存していないが、『黒図檔』は実は『盛京内務府檔案』の副本である(もちろん例えば『盛京内務府檔案』の「京行」の部分は北京に送つてしまつて残っていないので、内容としてはやはり『黒図檔』のほうが多い)。『順治年間檔』も『黒図檔』と同様、本来の文書を抄写した副本である。

『順治年間檔』は満洲国時代に国立中央図書館籌備処によつて翻訳・出版された。^⑨その解題を見ると、「盛京内務府の檔案……を大別すると檔案類と冊檔類との二類となる。檔案類は、盛京内務府と盛京各部衙門との往復文書の原本であり、冊檔類は、盛京内務府と北京及び盛京の各部衙門との往復文書の案文を書写した冊子である。『順治年間檔』は、即ちこの冊檔類の一である」、さらに、「冊檔は、時代的には、順治・康熙・雍正・乾隆・嘉慶・道光・咸豐の七朝に互〔互〕り清朝史の一面を語るに足るもの」とある。^⑩つまり、この分類によると、「檔案類」は即ちのちの『盛京内務府檔案』に当たり、「冊檔類」は『黒図檔』と『順治

年間檔』に相当するが、この解題において『黒図檔』の名称が用いられず、おおまかに「盛京内務府の檔案」と呼ばれるのである。しかし、張虹氏に直接伺つたところ、満洲国時代『黒図檔』を整理したときにつけた表紙には、すでに「黒図檔」という名前が使われているとのことなので、「黒図檔」の名称がいったいつ頃から『黒図檔』全体を指すようになったのかはいまだ不明である。

『黒図檔』の主な内容は、盛京地方における皇莊の管理やマンチュリアの物産を宮中に提供することなど、内務府のルーティンな仕事に関する記載であるが、内務府が管理した人々(以下、包衣^{ボイ})。詳細は第一章で述べる)の婚姻関係・家産相続・土地問題などをめぐる訴訟や裁判文書も大量に残っている。『黒図檔』に現れる裁判文書は法制面だけでなく、家族制度、婚姻関係、経済生活など様々な側面にも触れており、清代盛京地域社会の百科全書といつてもよい。また、盛京五部のうち、礼部の檔案が僅かに残っているほか、五部のほかのものはほとんど保存されていないので、五部と盛京内務府(盛京佐領)との間でやりとりされた『黒図檔』の「部来」「部行」の文書は盛京五部の状況ないし盛京地域の行政状況全般を知るためにも貴重である。

しかし、近年に至るまで、『黒図檔』は公刊されず、参照しづらい状態にあつたため、その研究はいまだ本格的に展開されてい

ないというのが現状である。『黒図檔』の一部は一九八〇年代から九〇年代にかけて中国語に翻訳され、多くの研究者はこれらの翻訳を利用してきたが、翻訳された内容の大部分は糧莊関係の史料であり、『黒図檔』全体の規模を考えると、ごく限られたものである。

近年、清代の裁判文書を利用した法制史と社会史の研究が盛んに行われているが、史料上の制限によって、地域的・時代的な偏りがある。まず、従来の清代法制史研究において、中華本土とモンゴル地方の研究は相対的に進んでいるが、マンチュリアの状況は依然として不明なところが多い。また、大清国全体に着目しても、檔案を使う清代法制史研究者の間に周知の通り、現存の康熙朝の司法檔案の数はほかの時代と比べるときわめて乏しく、康熙時代の盛京地域の法制史・社会史に関する研究は、史料の制限によって皆無に近いといっても過言ではない。今回康熙朝『黒図檔』の出版を機にこうした状況が一変することが期待される。特に康熙朝『黒図檔』は時代的に入関前と近く、そこに含まれた裁判文書はマンチュリア地域の歴史上はじめて体系的に残された庶民の生活に関する記録といえるかもしれない。それを利用し、入関直後の盛京地域社会の変容期における法制と社会ないし一般民衆の日常生活の一端を解明するような研究に今後期待が高まる。

本稿は、康熙朝『黒図檔』に関する初歩的研究として、『黒図檔』の主役である包衣と盛京佐領、そして盛京地方の包衣社会の基本状況を紹介する。第一章では、その前提として、満洲語の「booi」をめぐる「包衣」「家奴」など特に混乱しやすい概念・用語を徹底的に検討し、今後『黒図檔』など包衣関連の満文史料を読解するための手引きとしたい。第二章は、『黒図檔』の形成を担った盛京佐領の性格、役割を紹介する。第三章は、『黒図檔』における具体的な裁判案件を通して盛京地域の包衣社会の諸相、特に包衣の管理体制、出自、アイデンティティなどを紹介する。

① 張虹、口頭報告『「ヘトゥ」ダンス』（『黒図檔』について）、二〇一九年七月二九日、京都羽田記念館。張虹先生のご快諾をいただき口頭報告の内容を本稿で使うことができた。この場を借りて感謝の意を表したい。

② 盛京城は今日の遼寧省瀋陽市に当たるが、清代前期において盛京地域は多くの場合、マンチュリア（主に現在の中国東北部）全域を含める。

③ 盛京佐領の名称について、佟永功・関嘉祿「一九九二は「上三旗包衣佐領」という名称を使うが、『康熙会典』では「盛京三旗佐領」、「清美録」では「盛京包衣三旗佐領」、「盛京包衣佐領」、「盛京佐領」などが用いられた。『黒図檔』には mukdeni dorgi baia be kadalara niru janggin（「管理盛京内務佐領」）、mukdeni niru janggin（「盛京佐領」）などの呼び方がある。本稿では「盛京佐領」という略称に統一する。

- ④ 佟永功・関嘉祿「一九九四」、祁美琴「一九九五」、佟永功「二〇〇二」。雍正年間の『黒図檔』に「盛京内務府」(mukdeni dorgi baita be kadara yamu) という表現が既に現れ（例えば、李思堂「二〇一九・六八」）、また康熙『盛京通志』卷五・苑囿志、一bにも「盛京内務府」という語が用いられている（この記述の存在を、教示いただいた承志先生（追手門学院大学）に謝意を表したい）。しかしこれらは正式名称なのか単なる通称なのか議論する余地がある。いずれにしても、盛京内務府総管大臣が設立されたのは乾隆一七年ということとは確実であり、それまでは「盛京内務府」という衙門が存在していたとしてもその実務を担うのは盛京佐領であった。つまり、乾隆一七年まで「盛京における皇室の家政事務の責任者」は盛京佐領ということとはまず問題ないだろう。
- ⑤ 遼寧省檔案館「一九九四・二四二八」、細谷良夫「一九九四」参照。
- ⑥ 例えば、『新滿漢大辞典』四〇四頁、heiu 条・⑤旁（人）、別（人）、不相干的（人）、局外（人）。
- ⑦ 『大清全書』卷二二・四〇a。
- ⑧ 例えば、『黒図檔』（康熙朝）二・七五（第二冊、七五頁、以下『黒図檔』を引用する際は同じ書式を用いる）：
ubabe sindari se giyani booi hata, hehe, hetu niyalma de fonjici acanbhe, / damu harsa, joo ši jabun be tuwane, hehe-i ana sungsan be siden obufi fonjiangge/ ambula acakakhi (これにこゝつ、sindari は理として家の男女、ほかの人に聞くべきであった。単に harsa 'joo ⑤ の供述を見て、女の父 sungsan を証人として聞いたことは大いに不適切であった）
- ⑨ 『順治年間檔』の原本も当時影印出版された。すなわち『盛京内務府順治年間檔』である。

⑩ 『順治年間檔』、四・五頁。

⑪ 中国社会科学院歴史研究所清史研究室編『黒図檔』中有関莊園間題的滿文檔案文獻彙編、『清史資料』第五集（中華書局、一九八四）、遼寧省檔案館編訳『盛京内務府糧莊檔案彙編』（遼瀋書社、一九九三）。

第一章 「booi」をめぐる諸問題

本章は、『黒図檔』における包衣の状況を理解するために必要となる諸基本概念を紹介したい。まず明確にしたいのは、「包衣」という言葉について、これは満洲語の booi（^{ホーイ}家の）の音訳にほかならないが、満洲語の booi を含む言葉は必ずしも漢文の「包衣」だけを指すわけではない。① Elliott「二〇〇一・八二」に指摘されたように、満洲語の booi という言葉は非常に混乱を招きやすいので、煩雑ではあるが、まず「booi」と「包衣」などの用語についてはつきり説明しなければならない。これに関して膨大な先行研究のうち、特に近年、増井寛也「二〇〇四」「二〇〇八」、杜家驥「二〇〇八」「二〇一」¹、祁美琴・崔燦「二〇一三」、谷井陽子「二〇一五」、杉山清彦「二〇一五」などの一連の研究によって新しい光が当てられ、多くの重要な問題が解決された。本章では、主にこれらの先行研究を踏まえ、『黒図檔』の中の用例を提示しながら康熙朝の状況に即して解説したい。

夙に Ishibashi (石橋崇雄)「一九八七」が指摘したとおり、満文史料に現れる「boo」を含めた表現は大別して、「boo」を「包衣、内務府、内府、王府」と漢訳するグループと単に「家の」と漢訳するグループに分けられる。この二つのグループと関連してこれらの表現はそれぞれ、①「包衣」、②「家奴」という二種類の人々のことを意味した。以下、詳しく説明する。

ー「boo」が「包衣」を表す場合

本稿でいう「包衣」(研究者によって「包衣旗人」とも呼ばれる)とは、八旗の包衣組織に編入された人々である。つまり、『八旗通志』初集・旗分志の分類に準じていえば、八旗満洲・蒙古・漢軍(合わせて「外旗」= *tulegi gusa*とも呼ばれる)として編成された旗分ニル(*gusai niru*、漢文は「旗分佐領」^③、*tulegi niru* = 「外ニル」^④)に対して、皇帝・諸王に直属する包衣(*boo*「家の」ニル・ホントホ(*hontocho*、漢文は「管領」^⑤)・フイエンテヘ(*fyentehe*、漢文は「分管」)・カダララ(*kadalara*、漢文は「管轄」^⑥)に属する人々である。この boo の「boo」(家)はほかならぬ皇帝・諸王の「家」のことをいっている。この文脈で boo という言葉はよく内務府関係の役所の満洲語名称で使われ、「内」と漢訳される。例えば、内務府大臣は「boo

amban」(家の大臣)と呼ばれ、内務府の下役所である慎刑司は最初「boo beidere jurgan」(家の刑部、「内刑部」と呼ばれた)。

『黒図檔』において、包衣の個人を指すとき、最も詳細な言い方として、「某旗包衣某(佐領の名前)ニルの××」(例えば、*gulu sanggiyan-i boo sundari nirui cardai* = 正白旗包衣 *sundari* ^{チャルタイ} ^{ニル} ^の ^{cardai})^⑦ または「某旗某(管領の名前)ホントホの××」(例えば、*gulu sanggiyan-i gondai hontochoi hutu-i sargan* = 正白旗 ^{フンド} *gondai* ^{フンド} *hontochoi hutu* の妻)^⑧ という。包衣の集団を指すとき、「包衣(=家の)ニルの人」(*boo nirui urse/niyalma*)のほか、管見の限り「包衣(=家の)人」(*boo urse*)という言い方が一例のみ現れているが、脱字である可能性は排除できない。^⑨ なお、満漢文『八旗満洲氏族通譜』巻七二以下を見ると、満文の「包衣ニルの人」(*boo nirui niyalma*)は漢文で「包衣人」という一方、満文の「包衣ホントホの人」(*boo hontochoi niyalma*)と「包衣フイエンテヘの人」(*boo fyentehei niyalma*)は定宜莊・邱源媛[二〇一六：一六〇]が指摘したとおり、漢文で「包衣管領下人」という。本稿は「包衣」という名称をもって『八旗満洲氏族通譜』でいう「包衣ニルの人」、「包衣ホントホの人」、「包衣フイエンテヘの人」の三者を総称する(表二)。

表二 包衣の名称と分類（網掛けの部分は本稿が主に扱う『黒図檔』に登場した内務府包衣）

本稿で使う名称			『八旗満洲氏族通譜』で使う名称	
			満 文	漢 文
包衣	上三旗（内務府）包衣	包衣ニルの人	booi nirui niyalma	包衣人
		包衣ホントホの人	booi hontohoi niyalma	包衣管領下人
	下五旗包衣	包衣ニルの人	booi nirui niyalma	包衣人
		包衣ホントホの人	booi hontohoi niyalma	包衣管領下人
		包衣フィエンテへの人	booi fiyentehei niyalma	

『黒図檔』に登場する内務府包衣は、皇帝が率いる

上三旗（鑲黃、正黃、正白）包衣ニル・ホントホに属する人々で、内務府によって管理されたので、研究者によって「上三旗包衣旗人」、「内務府旗人」とも呼ばれた^⑩。本稿で「包衣旗人」という言い方を使わな

い理由は、まずはやはり、史料では「包衣旗人」が用いられていないからである^⑪。満洲語史料においても、

fulerai gūsai niyalma（「外旗人」という用例こそあるが、booi gūsai niyalma（「包衣旗人」という用例はない。そしてもう一つ重要なのは、『黒図檔』にお

ける包衣はしばしば、「旗人」（gūsai niyalma）として認識されなかったことである。

例えば、康熙二四（一六八五）年の【案件二】で、鑲黃旗包衣ニルのpei io ning（裴友明）^{ペイ・イオ・ニン}か）は、自分の家人pei da（裴大）^{ペイ・ダ}か）が買った奴僕loosiyoodzi（老小子）^{ラオ・シヤオ・ズ}か）が自分の盛京での家産を乗っ取り、先祖の墓も破壊したと総官内務府に訴えた。この案件を審理する過程で、内務府の慎刑司が戸部に問い合わせると、戸部からの返事で、旗人の相続に関する規定を知らせたほか、次のように言っている。

この訴えた人pei io ningと被告は皆包衣ニルの人（booi nirui niyalma）^⑫、まったく旗人（gūsai niyalma）と関係ないので…^⑬

つまり、戸部は、「包衣ニルの人」と「旗人」は別々であると認識しており、ここの「旗人」は「外旗人」すなわち旗分ニルの人を指しているのである。また、康熙二二（一六七三）年から一五（一六七六）年の【案件二】では、盛京佐領が規定を引用するとき、

我々が定めたところを見れば、「旗人 (gusai niyalma) の娘を包衣ニルの人 (booi nirui urse) が娶って、夫が死んだ或は離縁したとすれば、(女を) なお実家に帰してほしい」といったところがある¹⁵⁾。

ここも同様に、「旗人」と「包衣ニルの人」が区別されている。これに関して、谷井陽子「二〇一五・一五五」が『太宗実録』に現れた次の記述を引用し、入関前からすでにこのような「八家の人」と「旗の人」の区別があったことを指摘した。

フィヤング貝子は、八家の人が鹵獲するときに旗の人がついて行って勝手に鹵獲した。「出して来い(＝献上せよ)」という、「ない」といって出さなかった。¹⁶⁾

イエチエンは八家の人が鹵獲するときに旗の人がついて勝手に鹵獲したのを調べ出せと言っても出さなかった。¹⁷⁾

この「八家の人」(jakūn booi niyalma) はおそらく包衣の原形で、「八家の人」と「旗の人」(gusai niyalma) の区分は、まさしく『黒図檔』における包衣と「狭義の旗人」つまり外八旗と

の区分の最初の形態を反映していると考えられる。もちろん、包衣はあくまで八旗という組織に属し、ほとんどの研究者は包衣を「旗人」の一種類として扱っている。本稿もこれに従い、「狭義の八旗」と「広義の八旗」の区別を意識しつつ、包衣をも一種の「旗人」として認める。

二 「booi」が「家奴」を表す場合

満洲語の「booi」という単語が「booi niyalma/ urse (家の人)」「booi aha (家の奴僕)」などの言葉として現れると、状況がやや複雑になる。「booi niyalma」の起源と入関前の状況に関して増井寛也「二〇〇四」が詳しいが、本稿と関係あるところについていうと、要するにその「booi」が皇帝・諸王の「家」を表すなら、その「booi niyalma」はつまり皇帝・諸王の「家の人」で、のちの内務府、包衣と繋がっている。¹⁸⁾ 反対に、そうでない場合であれば、前述「包衣」とはつきり違って、「家奴」、つまり独立した戸籍を持たず、主人 (egen) の戸籍に属する家内の奴僕のことを意味する。増井寛也「二〇〇四」は入関前の諸史料に現れる「booi niyalma」「booi aha」「aha」の用例をまとめ、これらの言葉は漢文では「家人」「家僕」「家奴」などとされ、少なくとも一部の 경우에는 「法的な身分において三者を峻別すべき差異

表三 満洲語 booi を含める言葉の用例まとめ（Ishibashi [1987]、増井寛也 [2004] 参照）

グループ	満洲語用例	対応する漢文	本稿で使う訳
包 衣	booi nirui niyalma	包衣佐領下人／包衣人	包衣ニルの人
	booi hontohoi niyalma	包衣管領下人	包衣ホントホの人
	booi ○○ nirui ××	—	包衣○○ニルの××
	booi da	管領／包衣大	管領
	booi baita be uheri kadalara yamun	内務府	内務府
	booi amban	内務府大臣	内務府大臣
	booi beidere jurgan	慎刑司（内刑部）	慎刑司
家 奴	booi niyalma	家人／家僕	家人
	booi aha	家人／奴僕／家奴など	家奴
	○○ booi ××	家人／家僕など	○○家の××

はなかった^⑨と指摘した。『黒図檔』を見ても、「booi niyalma」
「aha」「booi aha」という異なる呼び方で同一人物を指す例も頻
繁に見られるので、増井寛也「二〇〇四」の結論は妥当だと考え
られる。この三者は基本的に同じことを指すことを承知した上で、
本稿はこれらの人々を「家奴」と総称するが、満文史料を訳す際、
「booi niyalma」を「家人」、「aha」を「奴僕」、「booi aha」を
「家奴」と訳すことにする。ただし、『黒図檔』を含む清代の檔
案でこの「家奴」の類の具体的な個人をいうときは、「booi
niyalma」「booi aha」を使わず、単に「○○（主人の名前）booi
××」（○○家の××）というふうに表示するのも普通である。

「包衣」と「家奴」を満洲語で表すとき、両方とも「booi」と
いう語を使うので、しばしば混乱を招いた。これに関して前掲
Ishibashi（石橋崇雄）「一九八七・一九八」、「一九八八・二七」
の指摘した、漢文の「包衣」という用語は一般旗人の「家奴」の
ことを表すことがない、という点はずもものである。つまり、一
般旗人の場合「○○ booi ××」という文言を「○○の包衣×
×」と訳すのは誤りである。満洲語史料に現れる booi の用法を
表三にまとめよう。

包衣と家奴の身分上の区別については、杜家驥「二〇〇八・四
三五～五一」が詳しい。これを要約すると、まず包衣は皇帝・

諸王にとっては奴僕に当たりますが、社会一般からすると、彼らは『大清律』の意味で「良」の範疇に属し、地位上は旗分ニルの成員とはほぼ等しく、差別を受けているわけではない。彼らの中にも皇帝と深い関係結び、高官になった者も多²⁰いた。それに対して家奴は本当の意味の奴僕で、法律上は「賤」の範疇に属し、「奴婢」として平等には扱われなかった。もともと、包衣も家奴を持つことができ、『黒図檔』に現れる者はほとんど包衣で、包衣同士の間で主人と家奴の身分をめぐる紛争が多かった。他方で増井寛也「二〇〇四」、谷井陽子「二〇一五」が論じたように、奴僕と主人が親近な関係にあり、家族のように振舞うこともある。『黒図檔』には家奴がさらに家奴を持つ例もある²¹。

- ① Ishibashi「一九八七」、石橋崇雄「一九八八」
- ② Elliott「二〇〇一：八二」、杜家驥「二〇〇八：四三六―四四四」を参照。杜家驥は、包衣のことを「包衣佐領、管領下包衣」と呼ぶ。
- ③ 順治一七（一六六〇）年以降、ニル（*niru*「牛泉」）という組織も、その長官であるニルイ＝ジャンギン（*niru janggin*「牛泉章京」）も漢文では「佐領」と表記される。混乱を避けるために本稿では原文引用の場合を除き、*niru*を「ニル」と表記し、*niru janggin*を「佐領」と表記する。
- ④ *tuleri niru*「外ニル」、*dorgi niru*「内ニル」、*booi niru*「包衣ニル」の関係について、増井寛也「二〇〇八」を参照。
- ⑤ ホントホ（*hontofo*）の長官であるボーイ＝ダ（*booi da*）の漢文表

記は最初、音訳の「包衣大」であったが、後にホントホと同じく「管領」と定められた。本稿は混乱を避けるために *hontofo* を「ホントホ」と表記し、*booi da* を「管領」と表記する。

- ⑥ 乾隆朝の『八旗通志』二集や『八旗满洲氏族通譜』には「カダラ」＝「管轄」がない。

- ⑦ 『黒図檔』（康熙朝）五・一六〇。

- ⑧ 同上、三・二四一。外八旗にホントホがいないため、「某旗包衣某ホントホの××」とは言わないようである。

- ⑨ この一例は、『黒図檔』（康熙朝）三・四四。なお、増井寛也「二〇〇八：一―三」も、『太宗実録』（天聰八年閏八月庚寅）における「*booi use*」で「包衣ニルの人」を表す例を提示した。

- ⑩ フィエンテへはもっぱら下五旗の包衣組織にあり、上三旗には存在しない。

- ⑪ 杜家驥「二〇一三」

- ⑫ 漢文『清実録』に「包衣旗人」の用例は一例しかない（『宣宗実録』卷三五、道光二年五月丁亥条）。

- ⑬ 『黒図檔』（康熙朝）三・四四。

- ⑭ 同上、四：三九三。満文の原文は：ere habsaha niyalma pei io ming jai bakcin gemu booi nirui niyalma/ umai gusai niyalma holobuhaku be dahame...

- ⑮ 『黒図檔』（康熙朝）三：三四。満文の原文は：be toktoho babe tuwaci, gusai niyalma-i sargan juse be booi nirui urse gati eigen buecihe, hokocihe, kemuni/ dancan de bederebukini sehe babi

- ⑯ 『太宗実録』崇徳二（一六三七）年六月二十七日条。ただし、筆者の訳は漢文『太宗実録』も参照し、後半は谷井陽子「二〇一五：一九〇、注三三」の訳と異なる。

漢文の原文は：議非揚古貝子罪、伊固山下兵、先是遣律隨八家搶掠、

及出献上貨物、応曰、無有。(漢文卷二五、四三a)

満文の原文は：fyanggu beise jakun booi niyalma dabciara de gūnai niyalma dabame facunin dabciarahi. tucufi gūni seci aku seme tucubheku. (満文卷三六、三〇e)

¹⁷ 同上、崇徳二年六月二十七日条。

漢文の原文は：問業成罪、八家王府人搶掠時、固山下人亦隨乱搶、令伊察究。不明。(漢文卷二五、四四b)

満文の原文は：yecen jakun booi niyalma dabciara de gūnai niyalma dabame facunin dabciara be baicafi tucub seci. tucubheku. (満文卷三六、三三a)

¹⁸ 例えば、増井寛也「二〇〇四：一二」が提示した入関前の史料に現れた「ハンの booi × ×」も「ハンの家人」で、「包衣」につながっていると考えられる。『黒図檔』(康熙朝)一二：二〇二にも「kitang-guri bi daci *ejen-i booi tunggi hontohode bihe」(kitang-guri 私はもとより皇上の家の「包衣」tunggi ホントホにいた)という類似な用法がある。

¹⁹ 増井寛也「二〇〇四：一二」

²⁰ この点について、林慶俊「二〇一八」参照。

²¹ 例えば『黒図檔』(康熙朝)九：二六三。

tuntai-i jabun de lio da serengege mini amji booi aha, erei jui lio guwang siyang uksin, lio guwang fu/ sula, erei booi gooda, mase, lodai beye dabame sunja haba te oboi niru de bi sehebi. (tuntai 〇供述に「lioda は私の伯父の家奴で、その息子の lio guwang siyang は披甲、lio guwang fu は閑散、その家の gadaa' mase (ᡤᡳᡳᡳᡳᡳ)」、lioda 自身を含めて五人の男は oboi ニルにゐる」とのこと)

第二章 盛京佐領

『黒図檔』は盛京佐領・盛京内務府を中心に形成された。上三旗包衣を管理するのは内務府であり、乾隆一七年に盛京内務府が正式に設置されるまで、盛京における内務府の出先機関の担当者は盛京佐領であった。盛京佐領は清朝の官修典籍においてほとんどその姿を見せず、それについての専門的な研究も修永功・関嘉祿「一九九二」以外にほとんどないが、本稿はこれを踏まえながら適宜補足して説明する。

盛京佐領の設置に関して、康熙『盛京通志』卷一四・職官、五b-六a、「内務府」条に、

順治三(一六四六)年、正黃旗、鑲黃旗佐領各一員を設け、八(一六五一)年に添えて正白旗佐領一員を設け、一三年に関防を給し、並びに司庫を添う。

と記録され、この「鑲黃旗佐領」「正黃旗佐領」「正白旗佐領」が盛京佐領のことである。この三人のうち、一人が「管理盛京内務関防」を掌り、「管理盛京内務関防を掌る佐領」(mukdeni dorgi baita be kadalara guwan fang jataha nirui janggin)と呼

ばれる。康熙時代、盛京佐領の下に驍騎校 (funde bošoku)、司庫 (uliri-da)、筆帖式 (bišesi) が三名ずつ設けられた。^①『黒図檔』の文書において、盛京佐領の下に何人かの領催 (bošoku) が雑務を分担していることが見られる。

盛京佐領は盛京地域にかかわる帝室の家政事務全般を担当するので、その等級はさほど高くないが、役割が重要である。盛京佐領経験者の中にも三官保 (サングアンバオ san guwan bao) のような、康熙帝の宜妃の父親にあたり、康熙帝の盛京巡幸の折に自宅で皇帝一行を接待した人物がいる。^④盛京佐領の職責として、上三旗包衣ニル・ホントホに属する包衣の管理に携わり、包衣同士の訴訟の裁判や、「比丁」(hala celambi) と呼ばれる三年ごとに行われた戸籍調査と戸口冊の作成も盛京佐領の大切な仕事である。

佟永功・関嘉祿「一九九二・九五」によると、盛京佐領は北京の総管内務府の各司から選拔され、任期満了後は総管内務府のもとの役職に戻ることが普通であった。^⑤例えば、康熙二〇(一六八一)年に盛京佐領となったシャングトゥウ (sanggiu 商以図) はかつて内務府慎刑司の郎中を務めていた。つまり、盛京佐領は中央から派遣された官僚的な性格を持つ役人で、基層の包衣ニルの長である佐領 (niru janggin) とは別個のものである。『八旗通志』初集・旗分志には包衣ニル・ホントホの佐領・管領から盛京

佐領に転任した者も九人ほど見られるが、これらの人が盛京佐領に転任すると、もとの佐領・管領の役職は他の人に代わられ、盛京佐領自身は『八旗通志』初集・旗分志の包衣佐領・管領の序列に記載されない。

康熙『盛京通志』卷一三・公署志、二bに、「内務府公署」は、大清門外の東に在り。其の前に一座、東西相對し、廂房六間、文書房一間。後ろに一座、東辺に樓房五間、樓南に廂房五間、樓北に廂房三間。崇德二(一六三七)年建ち、順治元(一六四四)年遷都せるの後、内務府佐領の治事する公所たり。

とあり、入関前盛京にあった内務府の北京移転に伴い、その公署はそのまま内務府佐領すなわち盛京佐領に受け継がれたようで、この記述は、盛京佐領がもった入関後の内務府の留守番役としての性格を窺わせる。ところが、少なくとも初期の段階では盛京佐領の役所はそれほど整備されていなかったようである。

例えば、康熙四(一六六五)年の家産紛争をめぐる【案件三】において、順治年間の文書を確認する必要があるが、正黃旗盛京佐領オボイ (oboï 敖拜) は彼の前任である張雄のときの文書が無いと内務府に報告したので、内務府が盛京佐領に調査を求め

た。これに対してオボイは、自分が順治一三（一六五六）年に張雄が亡くなった後に盛京佐領に就任した際、領催たちを遣わして張雄の家に文書を取りに行ったが、順治一一（一六五四）年の比丁の檔案しか入手できなかった、と説明した。それ以前の檔案について領催たちに聞くと、領催たちは、

「各種の檔子（＝文書、dangse）はすべて（盛京）佐領の家に収められている。佐領が我々と相談して処理したこともない。領催の我々は駆使されただけで、佐領自らが（事務を）処理してしまう。各種の仕事にあたり、漢文の文書を書いて我々に渡して、我々が屯、莊に転送して、指示したとおり施行し、文書を書いて持ってきて、佐領に渡す。他のことの檔子を我々は知らない」

「佐領が我々に依頼をすれば我々が知るだろうが、全く依頼をしないので、我々はようやく知ることか」^⑦

といった。これをみれば、文書は役所ではなく盛京佐領の自宅に保存され、佐領が交代するときに問題が生じることがわかる。またこの件に関して、張雄の息子 jang sy iym（ジャン ス ジュン「張士俊」）は、

「紙の檔子、木簡（susine、「牌子」）の檔子はすべて櫃（ひ櫃（cuise、「櫃子」）にあった。領催たちが檔子を「取りに」来たとき、櫃の中の檔子をすべて渡した……年が明けたあと、また一つの檔子があると求めにきていたのだが、私が探すと見つからなかった。」^⑧

と語り、当時の文書は紙と木簡で記録したようであるが、佐領と領催たちの供述によると紙と木簡で記された内容は同じなので、のちに木簡を廃棄した。順治年間の盛京における内務府関係の檔案は非常に少ないのは、これらの記述を見れば当時の盛京佐領と領催の仕事の粗雑さが反映されていることがわかる。おそらくは康熙朝になると盛京佐領の業務方法が統制され、文書の保管体制も整うようになり、ようやく盛京佐領を中心に『黒図檔』のような大規模な文書群が形成されるに至った。

- ① 『康熙会典』卷一四九、三〇（一九一〇頁）。
- ② 修永功・関嘉祿「一九九二・九五」は『黒図檔』の記述に基づいて、盛京佐領は「四品武職」であるとしている。
- ③ 『黒図檔』では sangwambo など表記される場合もある。なお、順治朝から雍正朝までの歴代盛京佐領の年表は乾隆『盛京通志』卷二〇・職官に載っている。
- ④ 『盛京皇宮和関外三陵檔案』、四二二頁。修永功・関嘉祿「一九九

二)

⑤ また、『盛京典制備考』巻三、七aに、「内務府。廂黃、正黃、正白額設佐領三員（京包衣缺）」とされている。

⑥ 『黒図檔』（康熙朝）二・三四五。

⑦ 同上、九・二八五。

⑧ おそらく、長持のような箱に近い。

⑨ 『黒図檔』（康熙朝）九・二八七・二八八。

第三章 『黒図檔』裁判文書に登場する包衣

本章では、『黒図檔』の具体的な裁判案件を通して、盛京佐領の管轄下にあった包衣の管理体制、出自、アイデンティティと言語などの基本状況を紹介したい。

一 管理体制

入関後のマンチュリアの管理体制としては、盛京地域の事務全般を管理する盛京五部が設置され、地方レベルでは主に旗人を管理する將軍・副都統と主に民人を管理する府・州・県（前期はマンチュリア南部地域のみ）が並存し、相互の関係は複雑であった^①。盛京にいる上三旗包衣を直接管理するのは盛京佐領であるが、もちろんその上級の衙門である内務府の管理をも受けている。訴訟・裁判を行う際は、盛京戸部・刑部などの衙門が関与する場合

も多い。

特に、『黒図檔』京来・京行の文書を見れば、包衣の北京・盛京間の移動ないし移住が盛んに行われていたことがわかる。そのため、北京の内務府系統に属した会計司（宣徽院）^②・慎刑司（内刑部）^③や北京の戸部・刑部などの役所も常にかかわってくる。

例えば、康熙二九（一六九〇）年の【案件四】では、cartaiが内務府の慎刑司に liyang el（「梁二」）か、liyang sy（「梁四」）か）を訴える（下線は筆者による。以下同）。

cartai 私は、康熙二三年に盛京から京城に移ってきたときに、力及ばず、tung da（「佟大」）か、夫婦、その子供 lio cise、syilio（「四十六」）か、弟 tung san（「佟三」）か、siyoo lodzi（「小六子」）か、この六人を盛京に残しておいて（北京に）来た。今年七月に、私の父の遺骨を取りに行き、父の遺骨を持ってきて、ついでに私が残しておいた tung da らを連れてこようとしたときに、tung da 夫婦を、私の妹の義父、nimaha nil の liyang el、その子供 liyang sy が、すべての人を強奪して連れて行った。（liyang el が）その弟 tung san、siyoo lodzi を唆して逃げさせた。

cartai 私が盛京佐領三官保に訴えると、佐領の話、「あなた

は京城の人、訴えるなら、京城に行つて訴えろ」と、訴状を受け取らない。私がそこ（盛京）の戸部、刑部に訴えろと、私を包衣ニルの人として、（案件の）受け取りおよび審理をしなかつた。^⑤

この案件において、盛京から北京に移住した cartai が盛京に帰省したとき、家奴をめぐる親族同士の争いで盛京佐領に訴えたが、盛京佐領は cartai が北京の人として受け取らなかつた。次いで盛京戸部・刑部に訴えるも、包衣ニルの人ということでこちらも訴状を受け取らなかつた。結局 cartai が北京に戻った後、北京の内務府慎刑司に訴え、慎刑司がまた、被告と証人が皆盛京にいうという理由で、内務府大臣の裁可を得たうえで盛京佐領に供述をとるよう文書を送り戻した。

このような、北京在住の包衣が北京の内務府に訴え、内務府から盛京佐領に文書を送つて、盛京にいる当事者の供述をとらせるというパターンは『黒図檔』によく見られるものである（前掲【案件一】はその一例）。もう一つの頻見するパターンは、盛京在住の包衣が盛京佐領に訴えたものの、その裁判の結果を不満に思つて北京の内務府に控訴する場合である。例えば、康熙四（一六六五）年の【案件五】において、原告 sangges は父の養子 ^{サンゲス} 三 ^ミ

^{ジャン} giyun dzung ^⑥（「米君宗」か）が自分と母を虐め、家産と奴僕を乗つ取つたということを盛京佐領に訴えたが、盛京佐領が逆に家産の半分を ^ミ mi giyun dzung に分与した。原告はこれに対して不服で北京の総管内務府に控訴したあと、内務府は盛京佐領に再審を指示した。^⑦

二 出自、アイデンティティ、言語

前章で説明したように、これらの包衣は上三旗の包衣ニル・ホントホに属したが、当時は「旗人」と認識されず、特殊な存在であつた。一口に包衣といっても、内務府の役人や、何人かの奴僕を所持する有力者もあれば、各莊園で働く貧しい莊頭や莊丁、さらにその家奴もあり、彼らの出自も千差万別である。先行研究では、入関前の包衣の由来について①清朝草創期ヌルハチ一族の家臣・部下、②戦争で得た捕虜、③人身売買によつて購入した人、④罪を犯した官員、⑤入関前後自ら「投充」した農民などが挙げられる。^⑧

『黒図檔』において、とりわけ入関からさほど時間が経つてない康熙朝前半期の裁判文書では、案件の経緯を調べる際、入関前のことまで遡る場合がしばしばある。入関前の記憶が当事者の供述によつて甦り、そこで個々の包衣の出自に関する記述も散見す

る。例えば、康熙一〇（一六七一）年の【案件六】において、鑲黃旗包衣ニルに属する被告 wen kui（文奎）か）に尋問したところ、

wen kui が答えるには、「我々は親戚ではなかった。我々がもともと niyamanju に住んだとき、初めて朝鮮を攻略した年（tuktan solho be gahia aniya）に、^{ニヤマンジュ}の lu ki ming（「陸啓明」か）の父 lu ho（「陸六」か）を tsung という名字の人から私の父が買った。私に坊主（huvasan）をやめさせて八旗に編入する際、この tsung という名字の人を正白旗包衣ニルに編入した。…」^⑨

というように、包衣ニルに編入される以前の wen kui は niyamanju というところの僧侶であったようである。niyamanju という地名の場所は不明であるが、おそらく遼東地域にあつたと考えられる。ニルに編入された時間は「初めて朝鮮を攻略した年」以降であろうが、この年は果たしていつなのか。他の裁判文書を見ると、当事者が入関前のことを回想する際、時々「遼東を得た年（liyodung be baha aniya）」「二回目の朝鮮に出兵した年（jai nudan-i solho be coohahata aniya）」とつた表現をもって昔の

個人の出来事を述べる。これはおそらく、崇徳以前の天命・天聡は当時實際使われていた年号ではなかったため、人々はこのような方法で、国の歴史上の重大事件を時間的基準として出来事を記憶・叙述したということであろう。「初めて朝鮮を攻略した年」とは対照的に「二回目の朝鮮に出兵した年」があるため、これはホンタイジの二回の朝鮮侵攻を指すはずである。つまり、wen kui が八旗に編入された時期は、一回目の朝鮮侵攻、つまり朝鮮という丁卯胡乱の一六二七（天聰元）年以降であろう。

もう一つの例を挙げると、前掲【案件五】で、被告 mi giyun dzung と証人の ni dzung in に尋問する際、

また mi giyun dzung に、「あなたの主 ^ミmi tye（「米鉄」か）があなたを養ったことと買ったことの経緯は何なのか」と聞けば、答えるには、「私を生まれた月に連れてきて養ったという。私は小さくて、買ったことを知らない。…私は今三十六歳になった。私を連れてきて養った経緯といえば、我々の家に昔からいた ni dzung in、^ミni giyun io が知っている」という。

ni tsung in に聞けば、答えるには、「私の主が私を ^ミdaidung から連れてきた年、^ミmi giyun dzung はおそらく四、五歳で

あつた。⑫

この二人の供述で、*mi dzung in* の出自を推測することができよう。*mi dzung in* が連れてこられて包衣の家奴になった年、*giyün dzung* は四歳か五歳であったので、この文書が作成された康熙四(一六六五)年に *mi giyün dzung* が三六歳であれば、*mi dzung in* が「*daidung*」から連れてこられた年は三〇―三一年前の天聰七―八(一六三三―一六三四)年になるはずである。ちょうどこの頃、満洲軍は宣府、大同方面に遠征し、大量の人員を連行してきた。そうするとこの供述の中の「*daidung*」はまさに「大同」のことではないかと考えられ、この *mi dzung in* も大同から連行されてきた人員の一人ではないかと推論できる。

このように様々な出自を持つ包衣は、少なくとも清代前半期まで多様なアイデンティティを持っていることも珍しくなかった。旗分ニルが八旗満洲・漢軍・蒙古に分けられるのと同様に、包衣も、主に満洲人からなる満洲ニルと主に漢人からなる旗鼓ニルとホントホに分けられ、ほかに朝鮮人からなる高麗ニルもあった。実際のところ、満漢間の人的・文化的接触が極めて盛んであった盛京地域において、包衣には、従来の言説で言う「満洲的」な要素も「漢人的」な要素も見られる。『黒図檔』における戸籍記録

によれば、包衣の個人は明確に「満洲 (*manu*)」「漢人 (*ni-kan*)」などの種族的身分で分類されたが、個人レベルのアイデンティティはさらに複雑なものであり、たとえば一人が満洲風と漢人風の両方の名前を持っていることも不自然ではなかった。

従来、特に清代中後期を対象とする研究において、「満」と「漢」の区別よりも「旗人」と「民人」との区別がもっと重要で、少なくとも一般の裁判の場において八旗内部の区分は強調されなかったといわれるが、清代前期の康熙朝『黒図檔』を見れば、包衣自身の意識では「満洲」と「漢人」が明確に区分される場合もある。

例えば、前掲【案件一】において、*pei io ming* は、自分の家人 *pei da* が買った奴僕 *loosiyoodzi* が自分の盛京での家産を乗取り、先祖の墓も破壊したと訴えたが、*loosiyoodzi* の供述によると、*pei da* は家人ではなく、原告 *pei io ming* の祖母が迎えた養子であり、さらに *pei da* は *loosiyoodzi* の実の伯父で、*loosiyoodzi* を養子として迎えた。これについて盛京佐領が *pei da* の家人 *jimboodzi* ジンボオツ を尋問したとき *jimboodzi* はそれ *loosiyoodzi* の供述を証明した上、

「私の主人 *pei da* の父の墓で、我々漢人の慣習で (*meni ni-*

kam kooli) 四季つねに包袱 (boofu) を焼く。墓を破壊した
ということがない^⑭

と証言した。「包袱を焼く」というのは清代の華北・東北で普遍的に見られた葬儀・祭祀での作法であり、満洲人の慣習なのか漢人の慣習なのかは断言できないが、とにかくこの jimboodzi の供述において「包袱を焼く」ことは漢人アイデンティティを示す記号となっている。このように、包衣として八旗に編入されながらもなお漢人のアイデンティティを持っているという現象が見受けられる。

康熙朝『黒図檔』はほぼすべて満洲語で綴られたが、裁判文書で「漢文の訴状」(habsaha nikan bihe) に言及することもあり、^⑮ 裁判の場で通訳 (tungse ~ tungsy = 通事) がついているという記述もあるので、かなりバイリンガルな環境であったと考えられる。裁判文書に記された供述は漢語から満洲語に翻訳された可能性があるが、実際満洲語で会話したと見られる例もある。

例えば、康熙七〇八（一六六八〜一六六九）年の【案件七】において、次のような供述が現れる。

「分家して三日目、tsuo sin iol (曹新余) か」が私の家に

また来て、うちの祖父に言うには、『se はあなたの子供だぞ。あなたが（彼を）連れてきて家を継いでほしい。うまい飯を食べたかったら、家に賢い男がいるのがいい（mangga buda jeki seci, boode emu mangga haba bhide sain）』^⑯ った…」

満洲語の「mangga」は「難しい」「値段が」「高い」「硬い」「有能な」などいくつかの意味を持ち、hanna では「mangga buda」＝「うまい飯」と「mangga haba」＝「賢い男／いい男／素早い男」は「mangga」という満洲語の掛詞を使っているもので、もともと満洲語で会話した可能性が高いだろう。

一方、包衣たちが実際使用した言語として必ずしも満洲語が優位に立ったわけではなかった。康熙五四（一七一五）年三月初一日付の盛京佐領が総管内務府宛に送った、満洲語学校を設立することを提言した文書に、

我々の管轄する三旗ニル・ホントホの人々、満洲人が少なく、漢人が多いので、筆帖式、庫使を募集する際に満洲文字、満洲語ができる人が得られない。…（満洲語学校を設立）すれば、漢人の子供が喜んで奮って満洲文字、満洲語を学ばない

ものがなく、人材を用いることができる。¹⁹⁾

とあるように、そもそも盛京の八旗包衣組織に満洲人が漢人より少なく、康熙末年では満洲語の使用が深刻な問題になっていた。しかしここで興味深いのは、満洲語学校を設立するのは、漢人の子弟に満洲語を学んでもらい、書記の実務を担当させることを目的としている。つまり、満洲人が漢人の風俗に染まり、自分の言語を忘れることを防ぐというよりも、文書行政のために満洲文字のできる人材が必要という実用上の考えであり、「満洲語を使う」というのはやはり当時の盛京佐領にとって当たり前のことであつたのではないだろうか。

- ① 入関後盛京地域の管理体制については、任王雪「二〇一〇」を参照。
- ② 『康熙会典』巻一四九によると、順治一年に内務府を十三衙門に改め、内官監 (*nei gwan gyan*) を設置した。一七年、内官監を宣徽院 (*booi jeku jurgan*、「家の食糧の役所」) に改めた。一八年、十三衙門をやめ、また内務府を設置し、宣徽院を会計司 (*hei. q. sy.*) に改めた。祁美琴「二〇〇九・五八・六二」は、宣徽院を会計司に改名したのは康熙一六年とする。『黒図檔』における宣徽院と会計司の満洲語名称は、祁美琴「二〇〇九」の主張を裏付けている。

- ③ 『康熙会典』巻一四九によると、順治一年に尚方司を設置し、翌年尚方院に改名した。一八年、内務府を復旧した際に慎刑司を設置した。鄭天挺「一九八〇」は、康熙一六年に尚方院を慎刑司に改めたと

する。『黒図檔』では康熙一六年ごろまでその満洲語の名称は *booi beidere jurgan* (「内刑部」=「家の刑部」) であり、一六年以降は慎刑司の音訳である *sen hing sy* になった。

- ④ *caida* と表記される場合もある。

- ⑤ 『黒図檔』(康熙朝) 一六・三三九～三六二。

- ⑥ *ni* が *ni* と表記され、*dzung* が *tsung* と表記される場合もあるが、文脈を見ると同一人物だと想定されるので、原文引用の場合を除き表記を *ni. gyan dzung* に統一する。

- ⑦ 『黒図檔』(康熙朝) 一・二三二～二三四。

- ⑧ 祁美琴「二〇〇九・一四・二八」、鄭天挺「一九八〇・九・九二」、刁書仁「一九九三・七・七三」、Isart「二〇〇七・五一」

- ⑨ 『黒図檔』(康熙朝) 一・三三四。

- ⑩ 蔡美彪「一九八七」参照。

- ⑪ *dzung* が *tsung* と表記される場合もある。

- ⑫ 『黒図檔』(康熙朝) 九・三〇九。

- ⑬ 頼惠敏「二〇〇七・一」

- ⑭ 『黒図檔』(康熙朝) 一五・二九二。

- ⑮ たとえば、清末の富察敦崇『燕京歲時記』十月一(頁五〇a)を見ると、「十月初一日、乃都人祭掃之候、俗謂之送寒衣……又『帝京景物略』……十月朔、紙坊剪紙五色、作男衣、長尺有咫、曰寒衣。有疏印、識其姓字行輩、如寄家書然。家家修具、夜焚而焚之其門、曰送寒衣。」今則以包袱代之、有寒衣之名、無寒衣之美。包袱者、以冥鏹封於紙面中、題其姓名行輩、如前所云」として、北京の風俗とされるが、旗人の風俗なのか漢人の風俗なのか明確に提示していない。

また、光緒『吉林通志』卷二七・一〇b・一aでは、「除日……人家有未墓祭者、是夜在巷口焚化冥資、曰燒包袱」とされ、やはり旗人が漢人かわからないが、ここの「燒包袱」は大晦日で行われるよう

である。

⑯ 『黒図檔』（康熙朝）四：三二五。

⑰ 同上、一〇：一八一。

⑱ 同上、一〇：一六九。

⑲ 同上、二三：三〇～三一。

む す び

以上により、本稿は、満洲語の「*booi*」の用法をめぐって包衣と家奴の名称・概念を整理しながら、内務府包衣と盛京佐領の性格・地位や管理体制の解明を試みた。その上で、康熙朝盛京地域における包衣社会の基本状況を『黒図檔』の裁判案件を通して紹介した。

様々な出自を持ち、激しい社会変動と文化交渉の中で生きた包衣は、従来の言説でいう「旗人」・「民人」・「満洲人」・「漢人」のどのカテゴリーにも完全に当て嵌めることができなかった。八旗に編入されたとはいえ、旗分ニルの八旗満洲・蒙古・漢軍の人々と別枠で扱われ、「旗人」＝*gusai niyalma*として認識されなかった。清朝中期まで包衣は法制・刑罰面において旗人に準じ、もちろん「民人」の枠にも属しなかった。^①一方、包衣には入関前すでに遼東地域に住んでいた者もいれば、入関前後包衣組織に編入された漢人もいた。入関してそれほど時間の経っていない康熙朝

では、旧来の「満洲」「漢人」のアイデンティティが保たれた場合もあったし、言語面でも多様性を呈している。

八旗内部の文化交流について、劉小萌「二〇〇八」、杉山清彦「二〇一五」、杜家驥「二〇一六」らは、八旗内部、とくに漢軍旗人が言語・姓名・服装・習俗などの面で満洲風に染まるほか、満洲旗人との通婚や養子縁組により満洲支配層に参入するなど「満化」／「満洲化」の現象を論じた。『黒図檔』における包衣社会の状況をみれば、これらの先行研究で論じられた漢人の「満洲化」現象の存在が認められる一方、本稿第三章で論じられたように、包衣社会におけるアイデンティティ状況はさらに複雑なものであるとわかる。

康熙朝、特にその前半期の『黒図檔』の裁判文書から読みとった包衣社会の特徴といえは、入関前との時間的連続性と、「満洲的世界」と「漢人的世界」との間という空間的辺境性としてまとめることが出来る。次の課題として、『黒図檔』の裁判文書に多く現れる相続・身分・結婚をめぐる家族紛争の事案に注目し、康熙朝という「変容期」と盛京地域という「辺境社会」の性格をおさえて、法社会史のおよび歴史人類学的な考察を加え、包衣社会ないし当時のマンチュリア社会全般における家族制度や法的慣行をさらに解明したい。

① 李思瑩 [二〇一九]

参考文献

史料

- 『盛京内務府檔案』、遼寧省檔案館藏
 『太宗実録』Ⅱ 順治初纂本『太宗実録』、漢文本…国立故宫博物院藏、満文本…中国第一歴史檔案館藏
 『八旗滿洲氏族通譜』(満文) 刊本、京都大学文学部図書館蔵、雍正一三(一七三三)年
 『八旗滿洲氏族通譜』(漢文) 影印本、瀋陽…遼瀋書社、一九八九年
 『八旗通志』初集(漢文)Ⅱ『八旗通志』点校本、長春…東北師範大学出版社、一九八五年
 『八旗通志』初集(満文)Ⅱ『八旗通志』刊本、天理図書館蔵、乾隆四(一七三九)年
 『八旗通志』二集(漢文)Ⅱ『欽定八旗通志』点校本、長春…吉林文史出版社、二〇〇二年
 『黒図檔』(康熙朝)、趙煥林主編、影印本、北京…綏装書局、二〇一七年
 『黒図檔』(雍正朝)、趙煥林主編、影印本、北京…綏装書局、二〇一六年
 『黒図檔』中有関莊園問題的満文檔案文獻彙編』中国社会科学院歴史研究所清史研究室編、『清史資料』第五集、北京…中華書局、一九八四年
 『吉林通志』刊本、京都大学文学部図書館蔵、光緒一七(一八九一)年
 『康熙会典』Ⅱ『大清五朝会典』第一冊上—第二冊下、易行責編、影印本、北京…綏装書局、二〇〇六年
 『清実録』影印本、北京…中華書局、一九八五—一九八七年

『盛京典制備考』刊本、京都大学文学部図書館蔵、光緒四(一八七八)年

『盛京内務府糧莊檔案彙編』遼寧省檔案館編訳、瀋陽…遼瀋書社、一九九三年

『盛京内務府順治年間檔冊』影印本、新京…満洲帝国国立中央図書館籌備処、一九四二年

『盛京通志』Ⅱ康熙『盛京通志』刊本、京都大学附属図書館蔵、康熙二(一六八四)年
 Ⅲ乾隆『盛京通志』刊本、京都大学文学部図書館蔵、乾隆元(一七三六)年

『盛京皇宮和関外三陵檔案』楊豊陌・趙煥林・修悦主編、瀋陽…遼寧民族出版社、二〇〇三年

『順治年間檔』新京…満洲帝国国立中央図書館籌備処、一九四三年

『燕京歲時記』富察敦崇撰、光緒二六(一九〇〇)年。影印本、台北…広文書局、一九六九年

辞書類

『大清全書』沈啓亮輯、康熙三二(一六八三)年。影印本、瀋陽…遼寧民族出版社、二〇〇八年

『新滿漢大辞典』胡増益編、ウルムチ…新疆人民出版社、一九九四年

研究文献

日本語

- 石橋崇雄「一九八八」『清初ハン(Dag) 権の成立過程』『榎博士頌寿記念東洋史論叢』二一—四二頁、東京…汲古書院
 林慶俊「二〇一八」『清朝宮廷における内務府旗人の存在形態…朝鮮旗人チャンミンとその一族を中心に』、『内陸アジア史研究』三三卷、

二七～五〇頁、二〇一八年三月

杉山清彦「二〇一五」『大清帝国の形成と八旗制』名古屋…名古屋大学出版会

谷井陽子「二〇一五」『八旗制度の研究』京都…京都大学学術出版会

細谷良夫「一九九四」『遼寧省檔案館所蔵「黒図檔」について』、『滿族史研究通信』四号、五一～六〇頁

增井寛也「二〇〇四」『建州統一期のヌルハチ政権とボオイニヤルマ』

『立命館文学』五八七号、一～二五頁

「二〇〇八」『清初二ル類別考』、『立命館文学』六〇八号、三四

八～三七〇頁

中国語

蔡美彪「一九八七」『大清国建号前的国号、族名与紀年』、『歴史研究』一

九八七年第三期、一三三～一四六頁

刁書仁「一九九三」『東北旗地研究』長春…吉林文史出版社

定宜莊・邱源媛「二〇一六」『近畿五百里…清代畿輔地区的旗地与莊頭』

北京…中国社会科学出版社

杜家驥「二〇〇八」『八旗与清朝政治論稿』北京…人民出版社

「二〇一」『清代内務府旗人複雜的旗籍及其多種身分——兼談

曹雪芹家族的旗籍及其身分』、『民族研究』二〇一一年第三期、七四

～八二頁

「二〇一六」『清代滿族与八旗の關係及民族融合問題』、『社会科

学戦線』二〇一六年第六期、九二～一〇四頁

賴惠敏「二〇〇七」『但問旗民：清代的法律与社会』台北…五南圖書

李思瑩「二〇一九」『滿文「黒図檔」雍正錦州莊頭養子案研究』東北師

範大学修士論文

遼寧省檔案館編「一九九四」『遼寧省檔案館指南』北京…中国檔案出版

社

劉小萌「二〇〇八」『清代北京旗人社』北京…中国社会科学出版社

祁美琴「一九九五」『關於盛京内務府的設立時間問題』、『清史研究』一

九九五年第三期、九八～一〇〇頁

「二〇〇九」『清代内務府』瀋陽…遼寧民族出版社

祁美琴・崔燦「二〇一三」『包衣身分再弁』、『清史研究』二〇一三年第

一期、一一七～一二八頁

任玉雪「二〇一〇」『再論清代東北的旗、民管理体制』、『學術界』二〇一

〇年第三期、一八三～一九二頁

修永功「二〇〇二」『清代盛京總管内務府設置沿革考』、『滿族研究』二〇

〇二年第一期、二九～三四頁

修永功・閔嘉祿「一九九二」『盛京上三旗包衣佐領述略』、『歴史檔案』

一九九二年第三期、九三～九七頁

「一九九四」『乾隆朝盛京總管内務府的設立』、『故宮博物院院刊』

一九九四年第二期、一九～二三頁

鄭天挺「一九八〇」『清代包衣制度与宦官』、『探微集』八八～一〇九頁、

北京…中華書局

英語

Elliott, Mark C. [2001] *The Manchu Way: The Eight Banners and*

Ethnic Identity in Late Imperial China. Stanford: Stanford

University Press.

Isett, Christopher Mills. [2007] *State, Peasant, and Merchant in Qing*

Manchuria, 1644-1862. Stanford: Stanford University Press.

Ishibashi, Takao. (石橋崇雄) [1987] *Booi in the Ch'ing Dynasty*. 『清

政研究年報』第一八期、一九七～二〇七頁

口頭報告

張虹「『ヘトゥーダンセ』（黒図檔）について」、二〇一九年七月二十九日、
京都羽田記念館

【附記】 本稿は、三島海雲記念財団学術研究奨励金（研究助成）の助成を受けている。

（京都大学大学院文学研究科博士後期課程）

On the Booi People under the Imperial Household Department in
Mukden as seen in the *Hetu Dangse* Archives of the Kangxi Period

by

WANG Tianchi

The *Hetu Dangse* 黑圖檔, currently preserved in the Liaoning Provincial Archives, consists of the documents transmitted between the Mukden-i Nirui Janggin 盛京佐領 (later Mukden Imperial Household Department 盛京內務府) and the General Imperial Household Department 總管內務府 in Beijing or other officials in the Mukden region during the Qing Dynasty. “*Hetu*” means “horizontal” or “other” in Manchu, and I suggest that the category name “other documents” has mistakenly been applied to the entire archives of the

Hetu Dangse. The *Hetu Dangse* mainly deals with routine affairs of the Imperial Household, but also contains a large quantity of legal case records, including records concerning marriage, inheritance, and property disputes among the *booī* 包衣 people—the people administered by the Imperial Household Department.

As a preliminary study on the *Hetu Dangse* during the Kangxi 康熙 period (1662–1722), this article introduces the main players involved with the archives—the *booī* people and the Mukden-i Nirui Janggin. I first examine the previous studies on the confusing concepts related to the “*booī*” in the Manchu language and attempt to clarify these terms and concepts. I then look at the function of the Mukden-i Nirui Janggin, which played the central role in recording the *Hetu Dangse* archives. Lastly, I introduce the general condition of the *booī* people in the Mukden region, including their administrative system, origins, languages and identity.

As the *booī* people had different origins and lived in a dynamic society with intense linguistic and cultural interaction, it is difficult to precisely fit them into any previously constructed category such as “Banner people” 旗人, “Commoners” 民人, “Manchu” 滿洲人, or “Han” 漢人. The *booī* people included Manchu and Han people who had lived in the Liaodong 遼東 region before the rise of the Qing as well as Han people incorporated into the *booī* system during the Qing conquest of China proper. Shortly after the conquest, in the Kangxi period, the previously existing identities of “Han” and “Manchu” were maintained among the *booī* people, and linguistic diversity also existed among them. At least in the Kangxi period, the *booī* people did not become a community with a sense of cohesion. Rather it is helpful to understand “the *booī* people” as an integrated but loose community with an awareness of the differences and mutual influences between the Manchu and Han subgroups.

Key Words; *Hetu Dangse* Archives, Mukden region, *booī* people,
Mukden-i Nirui Janggin, Manchu